

議案第39号

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成28年 2 月25日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年守口市条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員の
配置に係る特例)

- 9 当分の間、第27条第2項前段又は第38条第2項前段に規定する総数が1となる時は、第27条第2項前段又は第38条第2項前段に規定する保育士の数は1以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1となる時は、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 10 当分の間、第27条第2項前段又は第38条第2項前段に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 11 当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所に係る利用定員の総数に依じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第27条第2項前段又は第38条第2項前段に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に依じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。
- 12 前2項の規定を適用する時は、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第27条第2項後段若しくは第38条第2項後

段の規定によりその数を保育士の数に含む保健師若しくは看護師又は前２項の規定により保育士とみなされる者を除く。)の数は、前２項の規定の適用がないとした場合における第27条第２項前段又は第38条第２項前段の規定により算定される保育士の数の３分の２以上としなければならない。

附 則

この条例は、平成28年４月１日から施行する。